

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童</p>

新	旧
<p>等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>	<p>等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>

新	旧
<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。<u>ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。<u>ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。<u>ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(以下略)</p>

新

旧

別表

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円</p> <p>2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・ カウンセリング促進事業 706,000円 ・ 家族療法事業  1,991,000円 ・ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円 ・ 宿泊型事業 4,355,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>2,109,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円</p>	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円</p> <p>2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・ カウンセリング促進事業 706,000円 ・ 家族療法事業  1,991,000円 ・ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円 ・ 宿泊型事業 4,355,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>2,108,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円</p>	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

新				旧			
	<p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,253,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり <u>5,619,000円</u></p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>693,000円</u></p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 992,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>4,800,000円</u></p>				<p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,253,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり <u>5,637,000円</u></p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>691,000円</u></p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 992,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>5,000,000円</u></p>		
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり <u>2,855円</u> ②事業実施前研修会費 <u>169,000円</u> ③活動検討会 1回当たり <u>30,000円</u></p>	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり <u>2,815円</u> ②事業実施前研修会費 <u>174,800円</u> ③活動検討会 1回当たり <u>33,000円</u></p>	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費	1/2

新

旧

	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p>	<p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>				<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p>	<p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>			
児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり 7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 598,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2		児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり 7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 598,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2		
		<p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2							

新				旧			
里親支援機関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>3,993,000円</u> 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり <u>7,492,000円</u>	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2	里親支援機関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>3,963,000円</u> 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり <u>7,424,000円</u>	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
	削除	削除	削除		(経過措置分) 里親支援事業 次により算出された額の合計額 1 基礎研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>512,000円</u> 2 専門里親研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>1,312,000円</u> 3 里親養育相談事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>924,000円</u> 4 里親養育援助事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>8,435,000円</u> 5 里親養育相互援助事業 1 か所当たり <u>510,000円</u>	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 3
	削除	削除	削除		(経過措置分) 里親委託推進事業 児童相談所 1 か所当たり <u>4,315,000円</u>	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）	1 / 2

新				旧			
	基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額  1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり  172,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料  1/2		基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額  1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり  171,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料  1/2
	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額  1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円  2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)  1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3		身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額  1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円  2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)  1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額  1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,800円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬（婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。）、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、扶助費  5/10	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額  1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬（婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。）、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、扶助費  5/10



新

旧

市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。  
ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。

市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。  
ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。

売春防止活動・DV対策機能強化事業

次により算出された額の合計額

5/10

1 売春防止活動推進等事業強化対策費

(1) 婦人保護啓発活動事業

- A型(東京・大阪) 年額 604,000円
- B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円
- C型(その他の県) 年額 338,000円

婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業

- 1施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき131,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

①休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 55,200円

②休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,600円

18時～20時 月額 13,800円

③平日夜間部分実施

18時～22時 月額 59,300円

18時～20時 月額 29,650円

婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)

売春防止活動・DV対策機能強化事業

次により算出された額の合計額

5/10

1 売春防止活動推進等事業強化対策費

(1) 婦人保護啓発活動事業

- A型(東京・大阪) 年額 604,000円
- B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円
- C型(その他の県) 年額 338,000円

婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業

- 1施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した額とすること。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

①休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 51,600円

②休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,300円

18時～20時 月額 13,650円

③平日夜間部分実施

18時～22時 月額 58,300円

18時～20時 月額 29,150円

婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)

新

旧

	<p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円</p>	<p>配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）</p>		<p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円</p>	<p>配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）</p>
	<p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 83,530円</p>	<p>配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p>		<p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 79,330円</p>	<p>配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p>
	<p>(1) 専門通訳者養成研修事業 年額 643,080円</p>	<p>専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金</p>		<p>(1) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円</p>	<p>専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金</p>
	<p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p>	<p>法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p>		<p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p>	<p>法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p>